

# 令和7年度私立専門学校県内就職強化モデル事業委託業務 企画提案公募実施要領

この要領は、愛媛県が令和7年度私立専門学校県内就職強化モデル事業を委託実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

私立専門学校生の県内就職を促進するため、IT関連学科を設置する専門学校をモデル校として、民間事業者の持つノウハウやネットワークを活用し、生徒視点で県内企業からの新規求人を掘り起こし、専門的視点から生徒へのキャリアカウンセリング等の県内就職に向けた伴走支援を実施することにより、就職段階における生徒と県内企業とのマッチングにつなげることを目的とする。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和7年度私立専門学校県内就職強化モデル事業

### (2) 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### (3) 業務の内容

別添「令和7年度私立専門学校県内就職強化モデル事業委託業務仕様書」に基づいた企画を立案するものとする。

### (4) 委託料の上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

・固定費（人件費、通信運搬費等）4,800,000円

・成果連動費 1,200,000円

※本業務が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

## 3 企画提案公募の参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5～7年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は契約締結までに登録が予定されている事業者であること。
- (2) 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律

- 第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は(1)～(7)の資格要件を満たすとともに、構成員は(3)～(7)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

#### 4 実施要領の配布

##### (1) 配布期間

令和7年8月22日(金)～令和7年9月5日(金)

##### (2) 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページの「入札・発注情報」に掲載するほか、下記4(3)で定める配布及び担当窓口において配布する。

なお、実施要領を担当窓口で受け取る場合、受付時間は上記4(1)の期間中、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く。)までとする。

##### (3) 配布及び担当窓口

窓 口：愛媛県総務部総務管理局私学文書課私学・公益法人係

住 所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

電 話：089-912-2221

FAX：089-912-2219

メール：shigaku@pref.ehime.lg.jp

#### 5 企画提案公募スケジュール

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	8月22日(金)	—
参加表明書及び質問書提出期限	9月5日(金)	様式1, 2, 4
企画提案書提出期限	9月24日(水)	様式5～7
審査会(予定)	10月上旬(予定)	—

※各日において、受付時間は執務時間中(月曜日から金曜日。祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

#### 6 応募書類等

##### (1) 参加表明書の提出

**提出期限 令和7年9月5日(金)午後5時まで**

**提出方法 上記4(3)の窓口でメール又はFAXで提出**

##### ① 参加表明書(様式1) 正本1部

- ・共同企業体は様式1-1を提出すること

##### ② 誓約書(様式2) 正本1部

- ・共同企業体は様式2-1、2-2を提出すること

### <留意事項>

- ・提出後に窓口へ電話で受信の確認をすること。
- ・参加資格要件を満たさない事業者に対しては、メール又はFAXにて通知する。
- ・参加を取り下げの場合は、令和7年9月24日（水）までに参加辞退届（様式3）を窓口へ提出すること。また、下記（3）の企画提案書提出期限後から契約締結までの間に要件を満たさなくなった場合にも、同様に様式3を窓口へ提出すること。

### (2) 質問書について

**提出期限 令和7年9月5日（金）午後5時まで**

**提出方法 上記4（3）の窓口へメール又はFAXで提出**

#### ① 質問書（様式4）

- ・メールの件名は、「プロポーザル質問（私立専門学校県内就職強化モデル事業）」とすること。
- ・提出後に窓口へ電話で受信の確認をすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けず、回答しない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者にメールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ・質問への回答は、令和7年9月12日（金）を予定している。

### (3) 企画提案書の提出

**提出期限 令和7年9月24日（水）午後5時まで**

**提出方法 上記4（3）の窓口へ紙媒体は持参又は郵送、データはメールで提出**

#### ① 企画提案書表紙（様式5） 正本1部

#### ② 企画提案書 正本1部、副本3部、電子データ（PDF形式）

- ・企画書は20頁以内（原則としてA4判、横書き、左綴じ（着色可））とすること。
- ・本業務の具体的な実施内容については、別添「令和7年度私立専門学校県内就職強化モデル事業委託業務仕様書」を網羅したものとし、下表の提案依頼事項を盛り込んだ企画提案内容とすること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。
- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

項目	提案依頼事項
企画概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画提案する業務の概要、作業工程（取組方針・全体スケジュール等）について記載すること。</li><li>・企画提案する業務内容が就職段階におけるモデル校生徒と県内IT企業等とのマッチングにつながる有効性を記載すること。</li></ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・モデル校生徒と県内IT企業等の就職マッチングにつながる具体的かつ実効性のある取組み（求人開拓やキャリアコンサルティングなど生徒・企業双方へのきめ細かな支援等）を記載すること。</li><li>・県内IT企業等からの新規求人件数（企業数）10社以上の獲得につながる取組みを記載すること。</li></ul>
独自提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の目的を踏まえ、委託金額の範囲内において、保有するノウハウ</li></ul>

	ウを活用したモデル校生徒の県内就職促進に関する効果的な取り組みがあれば、積極的に記載すること。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の進行管理体制、各種相談に係る処理体制、再委託の有無、従事予定者の手持ち業務状況など、業務を確実かつ円滑に進める具体的な実施体制について記載すること。</li> <li>・本業務と類似すると考えられる業務実績を記載すること。</li> </ul>

### ③ 費用見積書（様式6） 正本1部

- ・見積りに係る積算内訳書（「固定費」及び「変動費（成果連動費）」によって構成し、それぞれの経費の内訳及び積算根拠を具体的に記入すること。（積算は数量を「一式」とせず、単価×数量など詳細かつ明確にすること。))を別途添付すること（様式任意）。

### ④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式7）

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の統括責任者等の変更は、愛媛県がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

### ⑤ 付属書類 1部

- ・会社等（共同企業体の場合は構成員すべて）の概要（様式任意 既存のパンフレット等可）

#### <留意事項>

- ・郵送で提出する場合は、期限までに必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

## (4) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## (5) 参加にあたっての留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・参加表明書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しなかった場合は、企画提案募集への参加を辞退したものとみなす。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利

- の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 7 委託先の選定

### (1) 選定方法等

- 企画提案書の採否については、県が審査会を設置し、下記(2)に定める審査基準に基づく総合的な評価により書面審査を行い、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行った者を契約候補者として選定する。ただし、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

### (2) 審査基準

- 次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の趣旨や目的を十分に理解したうえで、適切な提案となっているか。</li> <li>総合的に成果指標について、より大きな成果が期待できる提案となっているか。</li> </ul>
提案内容の優良性	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル校生徒と県内IT企業等の就職マッチングにつながる具体的な提案であり、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。</li> <li>モデル校生徒の県内就職意欲を高める提案となっているか。</li> <li>求人件数を増やす工夫が施され、成果指標の達成が見込まれる提案であるか。</li> </ul>
提案内容の独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル校生徒と県内IT企業等の就職マッチングをする上で、実効性を高める観点での独自ノウハウや提案が盛り込まれているか。</li> <li>仕様書に示された内容以外に独自の提案がなされているか。</li> <li>独自の提案は目的達成に有効な提案であるか。</li> </ul>
業務成果の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内就職促進に向けた専門学校における就職サポート体制づくりに寄与する提案であるか。</li> </ul>
業務遂行の安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務遂行に必要な人員が確保されるなど実施体制は適切か。</li> <li>本業務を確実に実施できるスケジュールとなっているか。</li> </ul>
業務遂行の能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務を確実にかつ効果的に遂行する実績があり、十分なノウハウを有しているか。</li> </ul>
見積額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容に即した適切な経費が計上されているか。</li> <li>経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。</li> </ul>

### (3) 審査結果

- 審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- 審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申立ては認めない。

## 8 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第

94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合

- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・参加表明書や企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ・参加資格を満たさない事業者や選考過程で参加資格を満たさなくなった場合
- ・見積書の金額が上記 2（4）の委託料の上限額を超える場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

## 9 委託契約

### (1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

### (3) 契約書の作成

- ・契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- ・電子契約を希望する場合は、メール（shigaku@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- ・契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- ・契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 10 著作権等の取扱

### (1) 著作権者

- ・成果品に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する権利を含む。）は、愛媛県に帰属することとする。

### (2) 第三者への使用許諾

- ・第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、愛媛県が行う。

### (3) 権利関係の処理

- ・ 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ・ 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者で協議の上、処理する。